

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
1	入札説明書	8	(2)	入札に係る留意事項	これまでの地産地消型 P P A（群馬モデル）では、県から小売電気事業者への電力売却単価は15円/kWhで固定としていたが、今回はその電力売却単価について、入札により競争するということか。	ご認識のとおりです。 入札では、買受人（入札参加者）が希望する電力売却単価に、「207,578,000kWh」を乗じた金額にて入札をしてください。また、金額の算出に当たっては、全ての指定需要家における指定価格の3年間の総額「3,440,391,335円」を参考にしてください。ただし、この総額は、指定需要家における3年間の供給予定量「163,189,308kWh」に対する金額であり、その平均単価は約「21.08円/kWh」であることに留意願います。 （参考例：電力量料金単価を15.5円とした場合、15.5円×207,578,000kWh＝「3,217,459,000円」←こちらが入札書に記入する額）	入札説明書 8 入札・開札 (2)入札に係る留意事項 仕様書 8 指定需要家への供給（4）	11月7日
2	仕様書	5 7		売却電力量 供給予定量	目標売却電力量「207,578,000kWh」と指定需要家への供給予定量「163,189,308kWh」との差「44,388,692kWh」の取り扱いはどうなるか。	売却電力量が指定需要家の電力使用量に比べ超過する場合には、買受人の責任においてその超過分を取り扱うこととしております。なお、その場合、販売先等の指定はありません。	仕様書 8 指定需要家への供給（1） 契約書案 第6条 第2項	11月7日
3	入札説明書	12	(1)	落札者の決定方法	本件について、予定価格は設定されているのか。設定されている場合、その金額以下で入札した場合の取り扱いはどうなるか。	予定価格は設定しています。 その価格を下回る札については、予定価格に満たないとして失格となります。	入札説明書 12 落札者の決定方法（1）	11月7日
4	仕様書	8	(4)	指定需要家への供給	指定需要家が提示した指定価格は、確実にその金額で契約できるのか。	指定需要家の示した金額を上限とすることを基本として、小売電気事業者と各需要家が協議し、最終的には両者の間で締結する電力需給契約により決定します。 なお、各指定需要家ごとの指定価格は、参加資格を有する入札参加者に対して提示します。	仕様書 8 指定需要家への供給（4） 契約書案 第10条 第1項、第2項	11月7日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答該当箇所	回答日
		頁	項目	項目名				
5	入札説明書	8	(2)	入札に係る留意事項	入札において提示する金額には、発電側課金の料金も含まれているという認識でよろしいでしょうか。	入札において提示いただく金額には、系統連系受電サービス料金（発電側課金）は含まれていません。	仕様書 16 系統連系受電サービス料金（発電側課金） 契約書案 第14条 第3項	11月7日
6	仕様書	16		系統連系受電サービス料金（発電側課金）	系統連系受電サービス料金については、実質買受人の負担となり、同額を企業局からの請求時に相殺する形という認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。 仕様書16 (4)において「企業局から買受人への系統連系受電サービス料金の支払は、「12」で規定する電力量料金に系統連系受電サービス料金相当額を加えた額から相殺することにより行うこととする。」としております。	仕様書 16 系統連系受電サービス料金（発電側課金）（4） 契約書案 第14条 第3項	11月7日
7	仕様書	8		指定需要家への供給	指定需要家が提示した指定価格には、再生可能エネルギー賦課金は含まれているでしょうか。	指定需要家が提示した指定価格には、再生可能エネルギー賦課金は含まれておりません。	仕様書 8 指定需要家への供給（4）	11月7日